

令和2年5月15日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等

国の緊急事態宣言対象地域（特定警戒都道府県）の指定が継続されたことに伴い、本日、対策本部会議を開催し、感染拡大の防止を基本としつつ社会経済活動にも配慮するため、同一交流圏域である大阪、京都との整合性を図りながら、施設の使用制限等の一部緩和を別紙のとおり決定しました。

接待を伴う飲食店など全国でクラスターが発生した遊興施設や遊技施設、集会・展示施設等については、引き続き休業にご協力をお願いします。

休業要請を解除する施設にあっても、施設の再開にあたっては、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、施設の換気、入場制限の実施、人と人との距離の確保など「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けてください。また、既に営業中の施設にあっても、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、業界団体等で作成されているガイドラインにつきましては、県の担当課に提出いただくようお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。